

北海道新型コロナウイルス感染症対策本部

第 7 2 回 本 部 会 議

日時：令和3年8月18日（水）16：30～

場所：本庁3階テレビ会議室等

1 開 会

2 議 事

北海道におけるまん延防止等重点措置の改定について（協議事項）

3 閉 会

- 資料1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更内容の概要
- 資料2 道内の感染状況等について（案）
- 資料3 札幌市の感染状況について
- 資料4 北海道におけるまん延防止等重点措置（改定）（案）
- 資料5 北海道におけるまん延防止等重点措置（改定）（道案）に対する
主な意見
- 資料6 上川総合振興局の取組
- 資料7 空知総合振興局の取組
- 資料8 胆振総合振興局の取組
- 資料9 渡島総合振興局の取組
- 資料10 十勝総合振興局の取組
- 資料11 釧路総合振興局の取組

新型コロナウイルス感染症に係る 基本的対処方針の主な変更について

資料1

1 措置区域の変更

(1) 緊急事態措置区域の追加、延長

(2) まん延防止等重点措置の追加、延長

措置	対象区域	期 間	措置	対象区域	期 間
追加	茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県	8月20日 ～9月12日 (24日間)	追加	宮城県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、鹿児島県	8月20日 ～9月12日 (24日間)
延長	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、沖縄県	9月12日 まで	延長	北海道、福島県、石川県、愛知県、滋賀県、熊本県	9月12日 まで

1

2 まん延防止等重点措置区域における 基本的対処方針の主な変更内容

項 目	内 容
外出の自粛	<ul style="list-style-type: none"> 混雑した場所等への外出の半減を住民に強力に呼びかけること。
施設の使用制限等	<ul style="list-style-type: none"> 法第31条の6第1項に基づき、大規模商業施設の管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。 また、感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下の食品売り場等について、法第24条第9項に基づき、施設管理者等に対し、「入場者の整理等」の要請を行うこと。
職場への出勤等	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対して、職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。

2

道内の感染状況等について (案)

【令和3年8月18日】

主な指標の状況

	医療提供体制等の負荷			監視体制	感染状況		
	病床全体	うち重症者用病床	療養者数	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
全道 (8/17)	704床 ↗	19床 ↗	3854人 ↗	9.9% ↗	2897人/週 (54.6人) ↗	1.26 ↗	43.0% ↘
道ステージ5基準 (国ステージⅣ)	900床	90床	1327人	10%	1327人/週 (25.0人)	増加	50%
道ステージ4基準 (国ステージⅢ)	350床	35床	796人	10%	796人/週 (15.0人)	増加	50%

※()は10万人あたりの新規感染者数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

措置区域の主な指標の状況

8/17	監視体制	感染状況		
	検査陽性率	新規感染者数	先週1週間との比較	感染経路不明割合
札幌市	11.4% ↓	1696人/週 (86.7人) ↑	1.08 ↑	46.6% ↓
石狩振興局 (札幌市を除く)	13.9% ↑	232人/週 (55.0人) ↑	1.21 ↑	44.8% ↑
小樽市	3.8% ↑	39人/週 (33.5人) ↑	1.63 ↑	30.8% ↓

※()は10万人あたりの新規感染者数 ※各指標の動向(矢印)は、1週間前との比較

2

国の分科会提言で示された新たな指標

	医療提供体制等の負荷				監視体制	感染の状況		
	①医療の逼迫具合				②療養者数	③PCR陽性率	④新規陽性者数	⑤感染経路不明割合
	入院医療		重症者用病床					
全道 (8/17)	確保病床の使用率 35.3%	入院率 18.3%	確保病床の使用率 12.8%	72.7人	9.9%	54.6人	43.0%	
うち 札幌市内	53.4%	14.1%	15.8%	117.0人	11.4%	86.7人	46.6%	
国 ステージⅣの 指標	確保病床の使用率 50%以上	入院率 25%以下	確保病床の使用率 50%以上	30人 /10万人以上	10%以上	25人 /10万人/週以上	50% 以上	
国 ステージⅢの 指標	確保病床の使用率 20%以上	入院率 40%以下	確保病床の使用率 20%以上	20人 /10万人以上	5%以上	15人 /10万人/週以上	50% 以上	

3

総 評①

【感染状況】

- 全道の新規感染者数は、一日あたり400人を超える日も続くなど、感染拡大が続いている。
- 札幌市においては、新規感染者数が200人を超えるなど、厳しい感染状況が継続している。
- 8月14日から措置区域に追加した石狩管内(札幌市を除く)及び小樽市の感染者数も増加傾向が続いている。
- また、旭川市では、感染者の増加が継続しており、周辺地域にも感染の広がりが見られる。

【デルタ株】

- 直近一週間では、検査数の約70%がデルタ株となるなど置き換わりが進んでいる。

【医療提供体制】

- 入院患者数、療養者数は増加が続いている。札幌市内においては、病床使用率は50%を超え、厳しい状況。札幌市以外の地域においても、感染者数の増加に伴い、医療提供体制の負荷が増加しており、18日に全道でフェーズ3に移行。

【ワクチン】

- 道内における接種率は、8月16日現在、1回目39.8%、2回目30.9%。このうち、65歳以上の高齢者への接種は、1回目87.3%、2回目80.0%が終了した。

総 評②

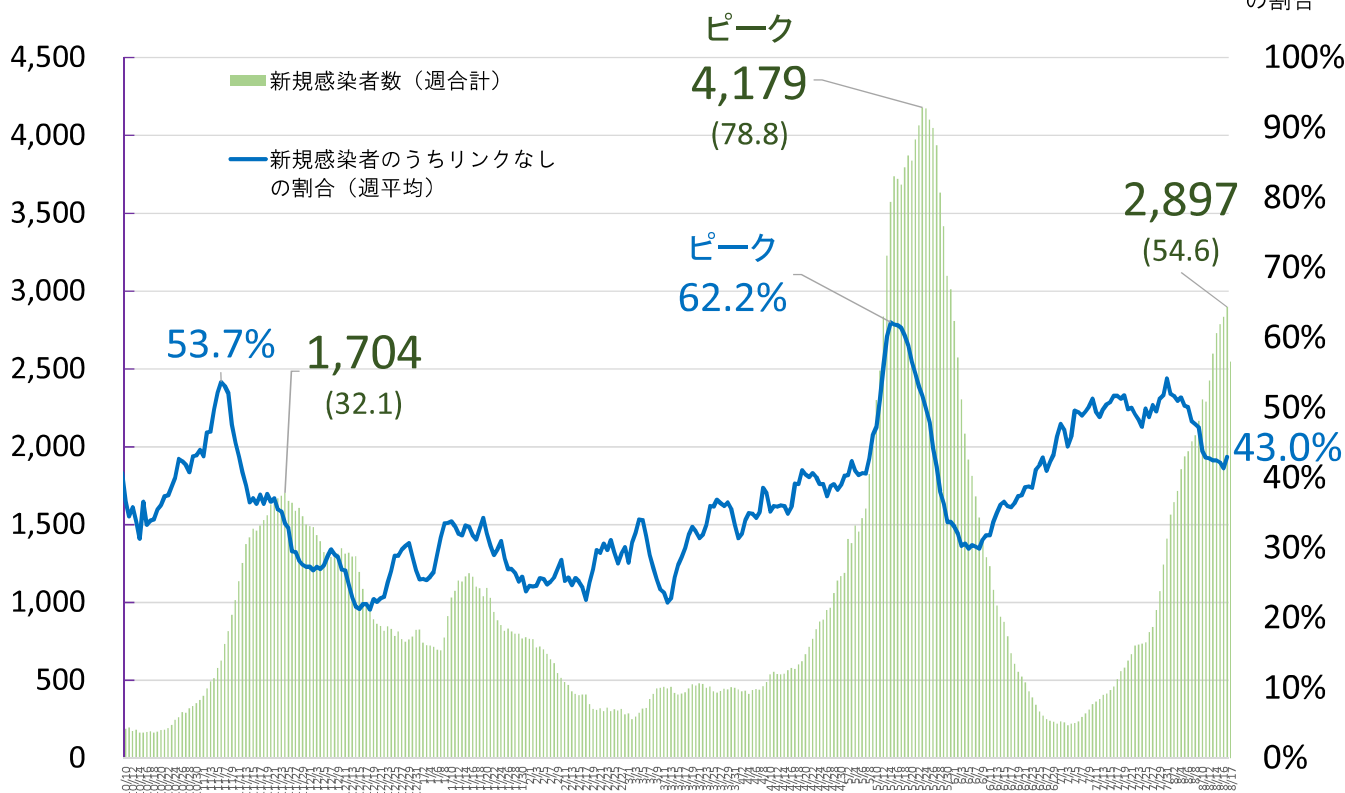
【今後の対策】

- まん延防止等重点措置が延長されたことを踏まえ、9月12日までの間、引き続き、重点措置の下、集中的な対策の徹底に取り組む。
 - ・ 措置区域である石狩管内及び小樽市内については、人と人との接触機会を抑えるため、札幌市と連携して、できる限り外出を控えることについて徹底を図るとともに、感染対策の肝とされる飲食による感染リスクの減少に取り組み、市民への普及啓発をはじめ、飲食店に対する見回りや公園における飲酒対策などを実施する。
 - ・ また、本道第二の都市であり、道北地方の中核市である旭川市については、感染者の増加が継続し、周辺地域への拡大も見られることから、措置区域に追加し、重点的な対策を講じる。
 - ・ その他の地域においても、各地で発生している集団感染に対し、迅速に対応するとともに、市町村と連携して、地域の実情に応じた、感染防止対策を機動的に実施する。
 - ・ 来道を検討されている方、特に帰省や旅行を検討している方に対して、SNSなどを活用して、北海道への移動を極力控えることについて呼びかけた上で、どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策の徹底や、PCR検査等を受けるなどについて、働きかける。
- 国に対し、引き続き、緊急事態措置について協議するとともに、現在のまん延防止等重点措置は緊急事態措置と同等の内容となっていることから、全国知事会を通じて、緊急事態宣言下における実効性を高める措置について、検討を求めていく。

感染状況(全道)

新規感染数(人)

リンクなしの割合

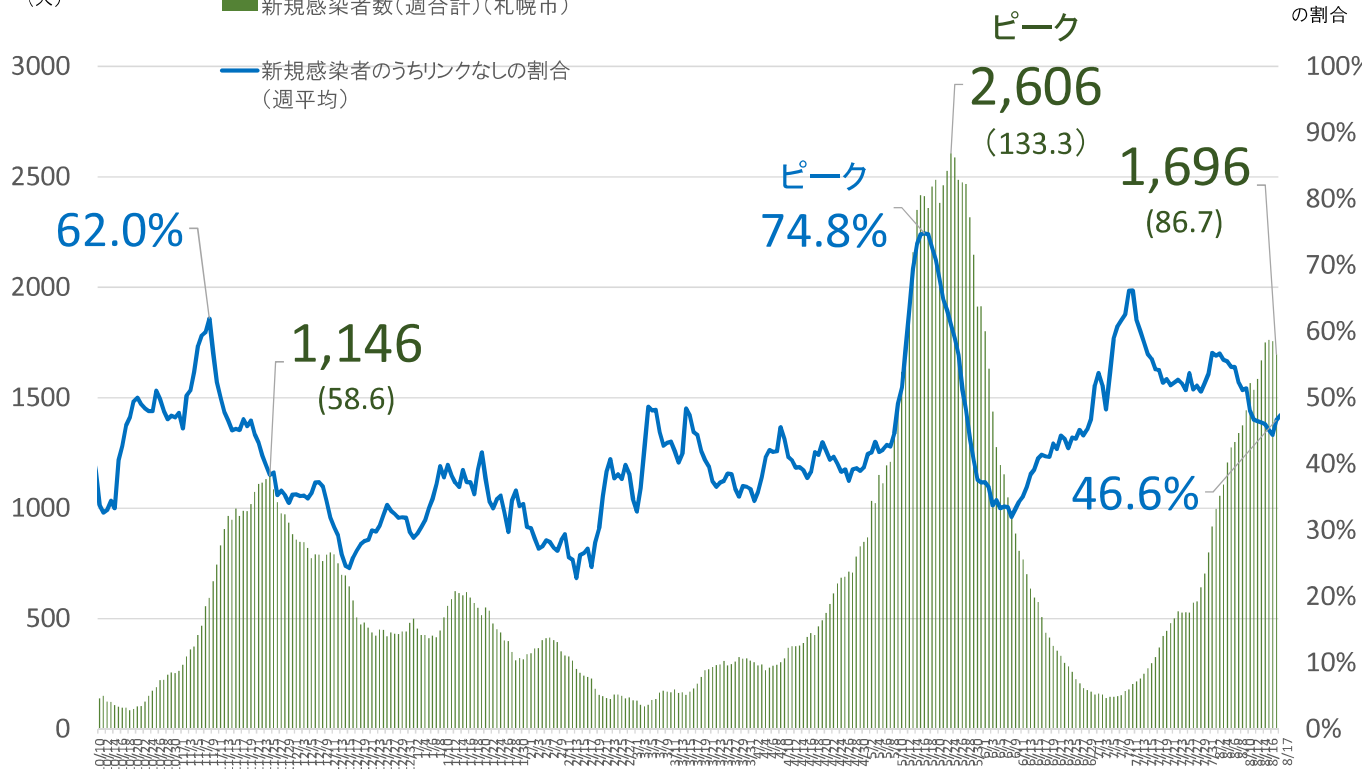


()は10万人当たり人数

札幌市の感染状況

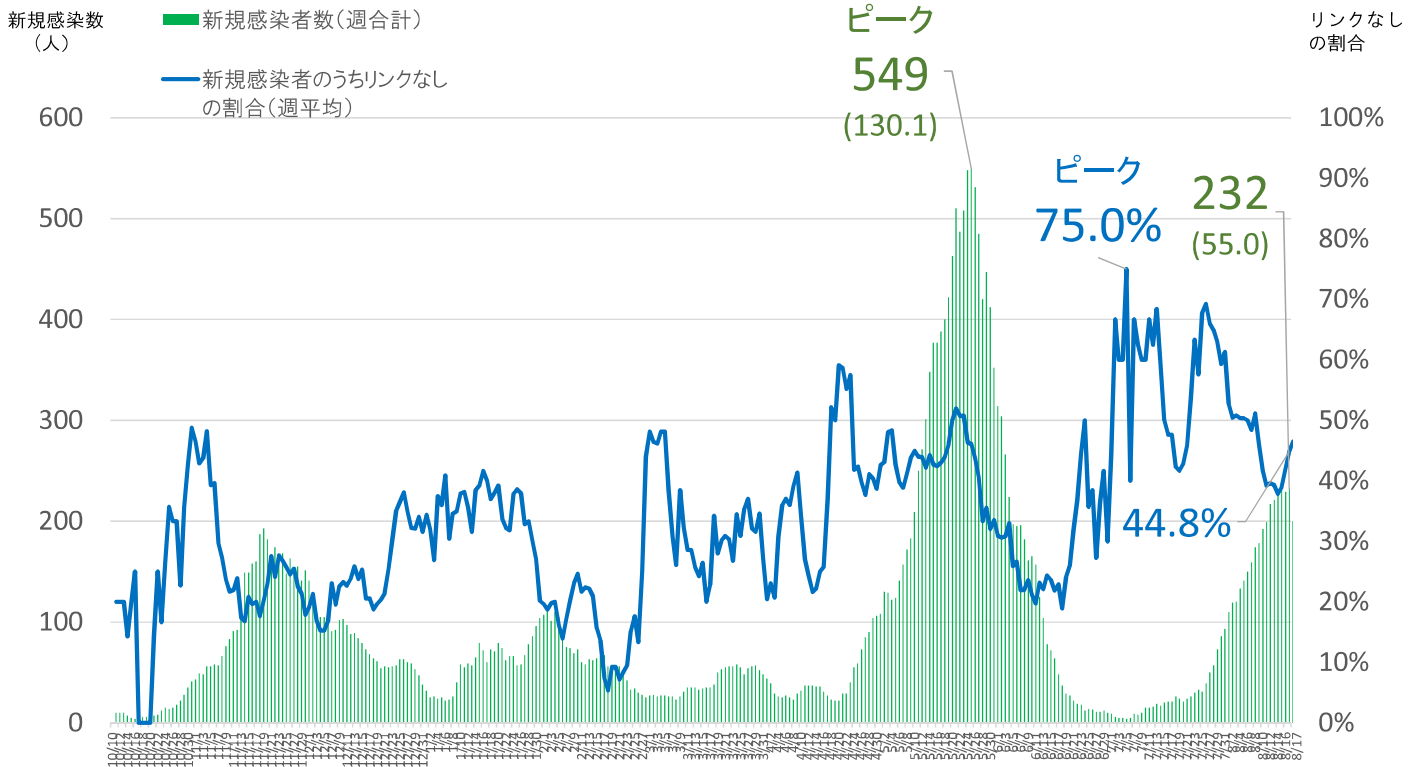
新規感染数(人)

リンクなしの割合



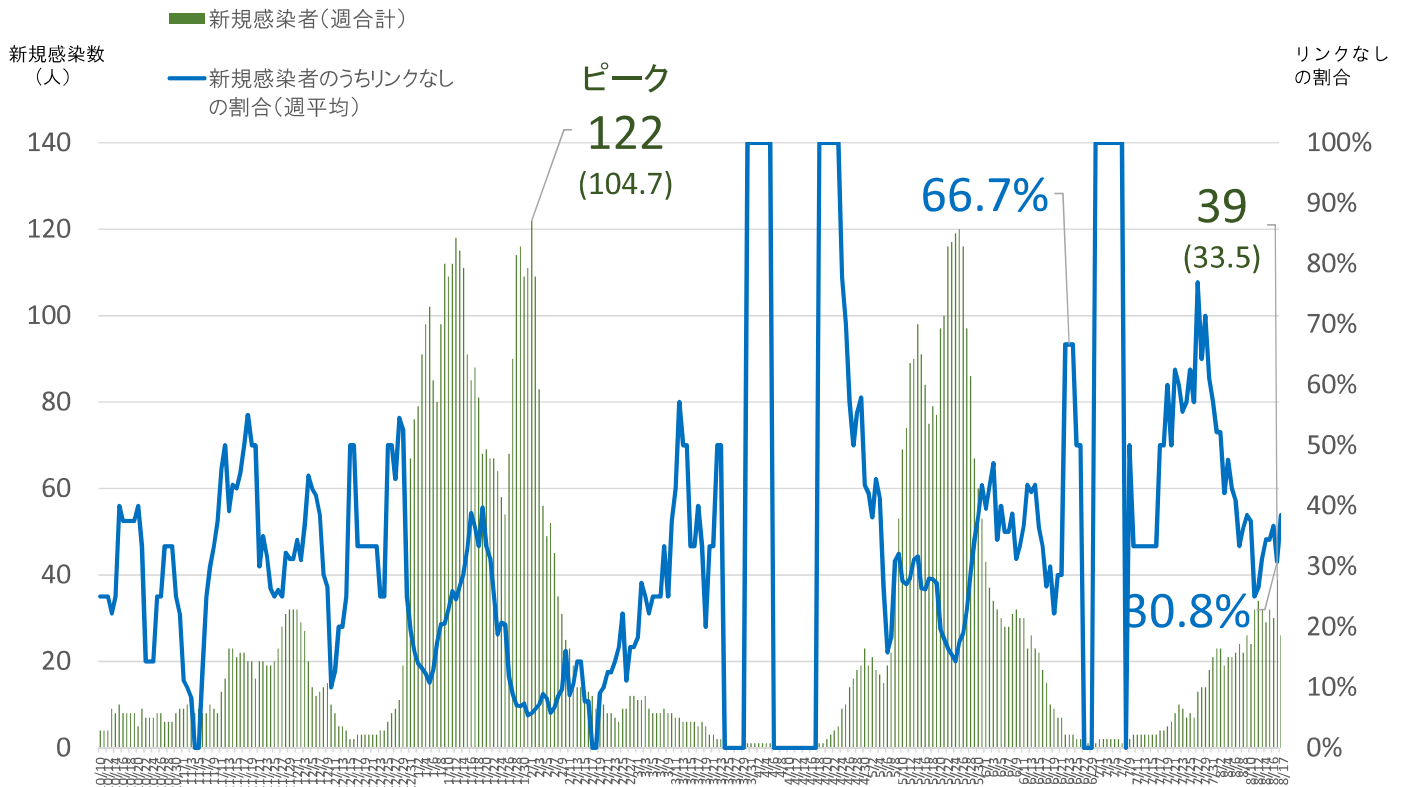
()は10万人当たり人数

石狩振興局管内(札幌市除く)の感染状況



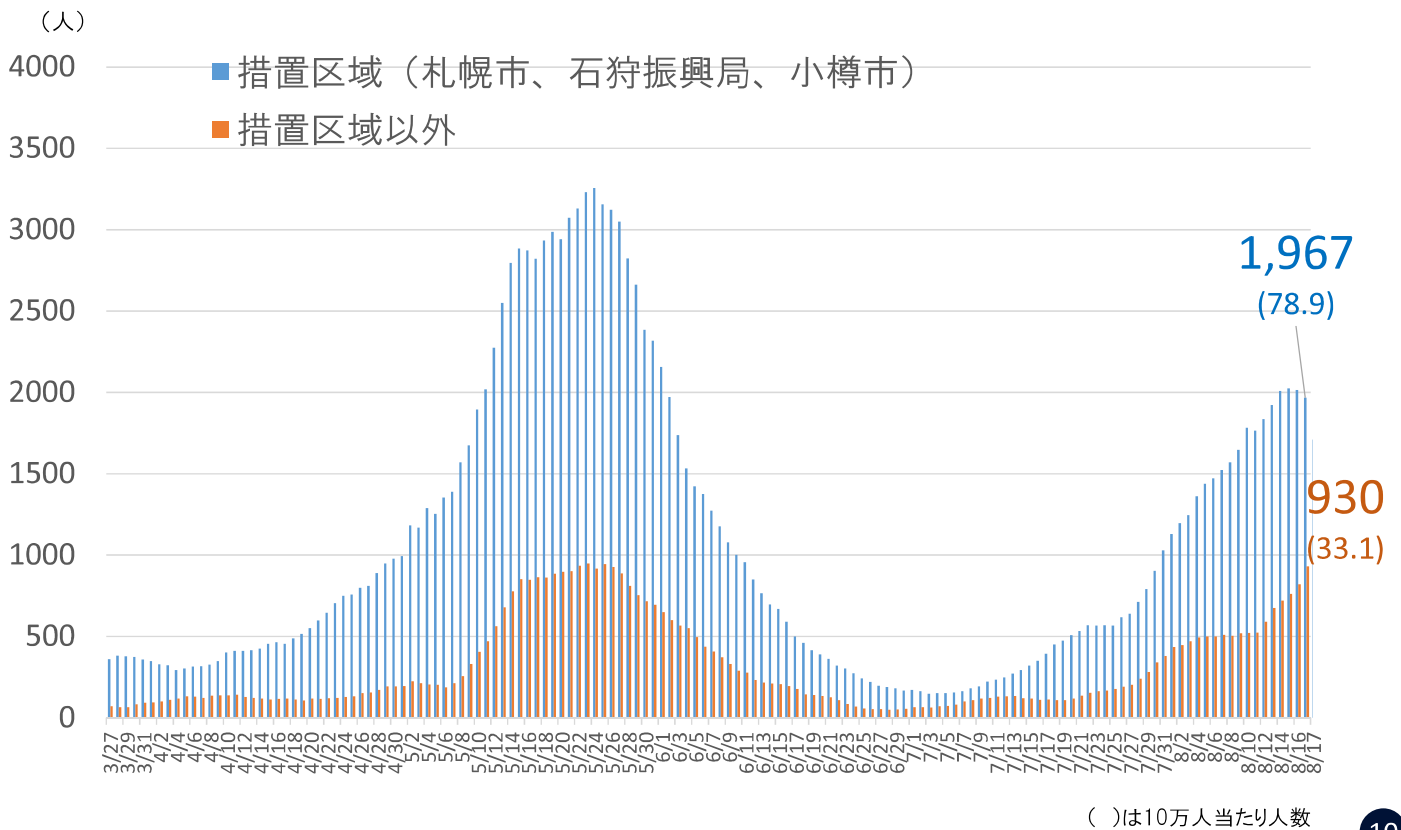
()は10万人当たり人数

小樽市の感染状況

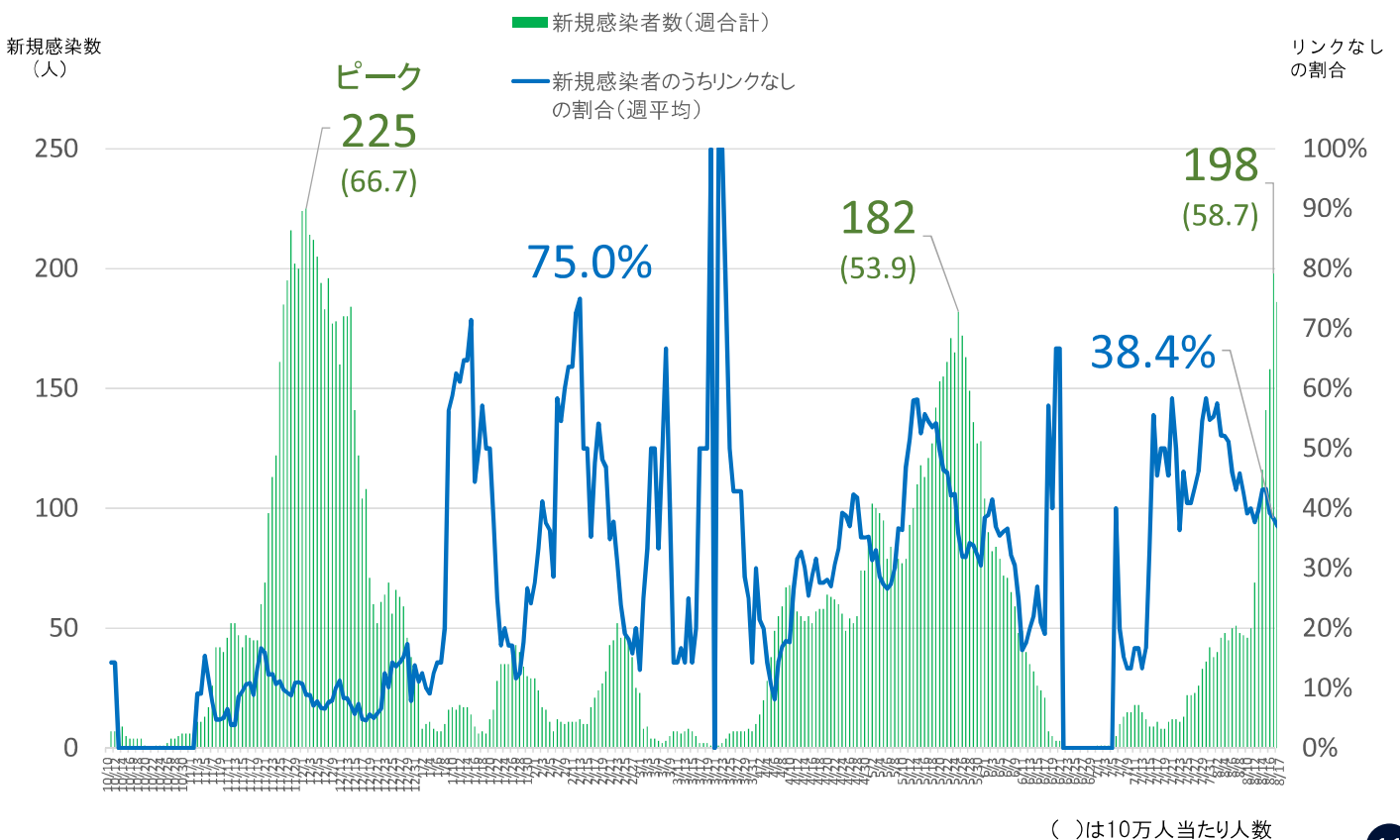


()は10万人当たり人数

新規感染者数(措置区域／措置区域以外)



旭川市の感染状況

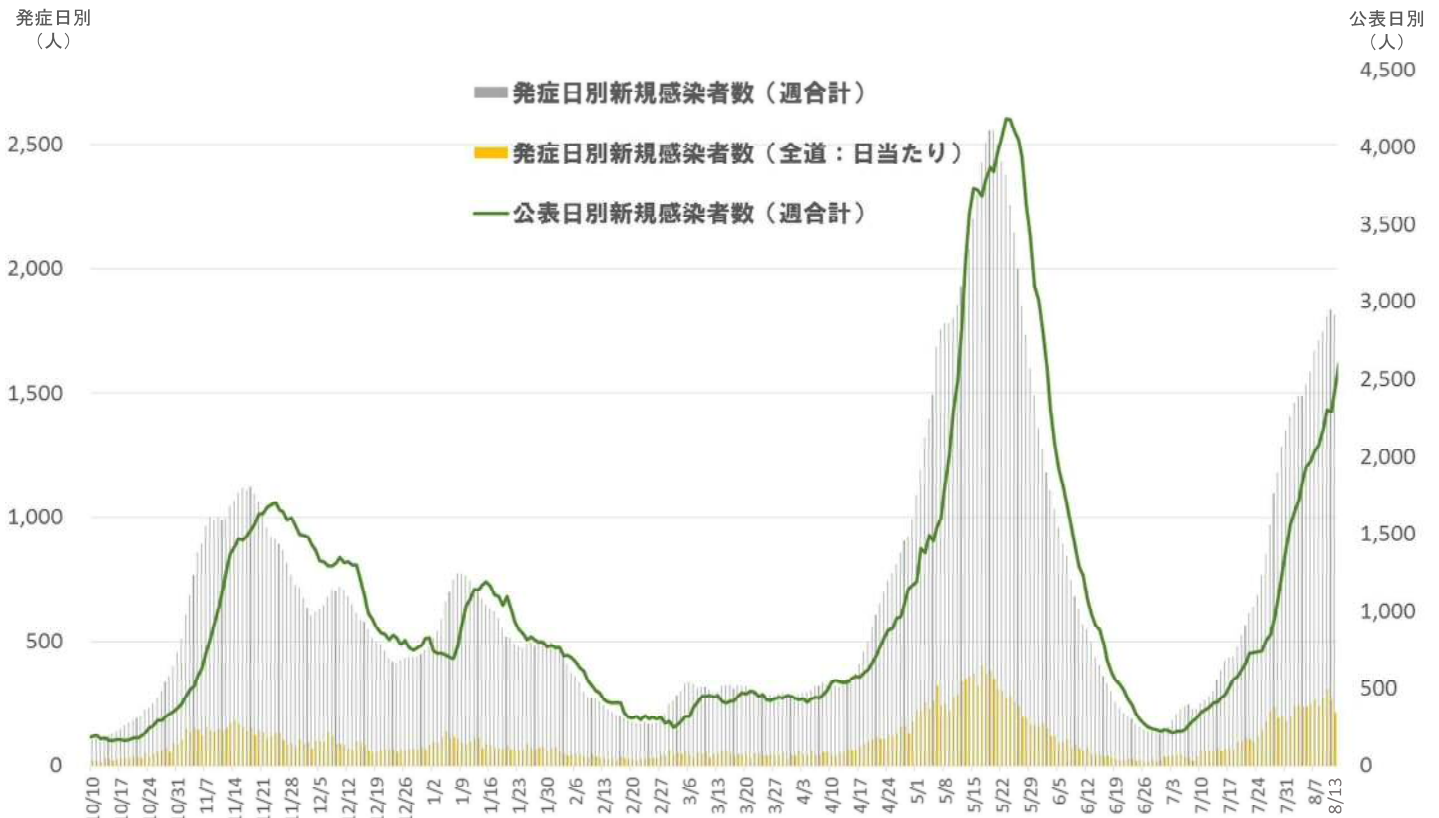


地域別の感染状況

	空知	石狩 (札幌除く)	札幌市	後志	胆振	日高	渡島	檜山	上川	留萌	宗谷	オホーツク	十勝	釧路	根室	道外	合計
8/4 ～ 8/10	52	192	1,566	31	65	9	94	1	53	2	6	26	101	53	9	43	2,303
8/11 ～ 8/17	89	232	1,696	47	96	15	131	1	234	4	6	30	131	99	13	73	2,897

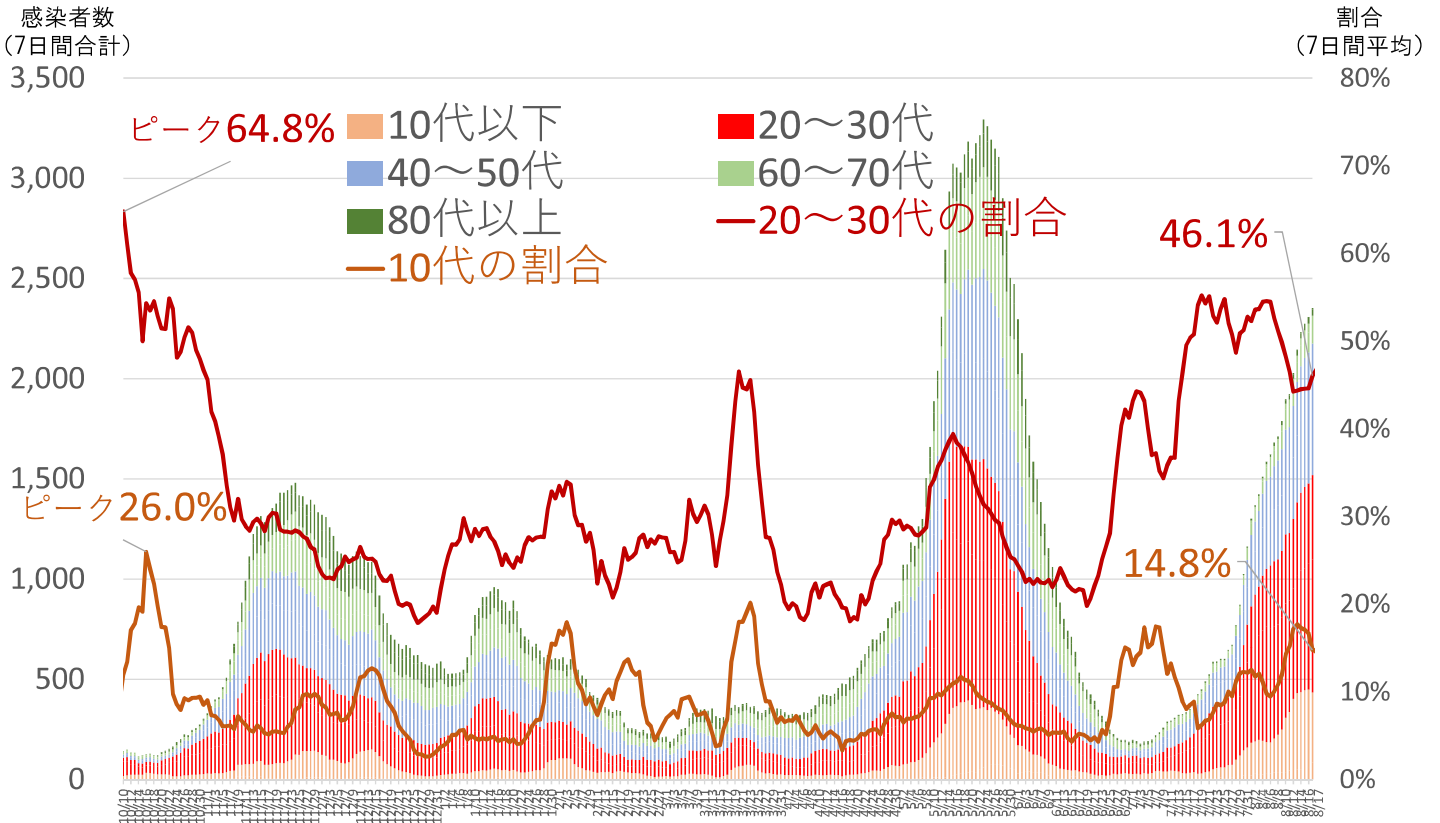
※「居住地」により整理。なお、居住地非公表として発表した者等は、各振興局等に含めて計上。

発症日別～公表日別の新規感染者数(全道)



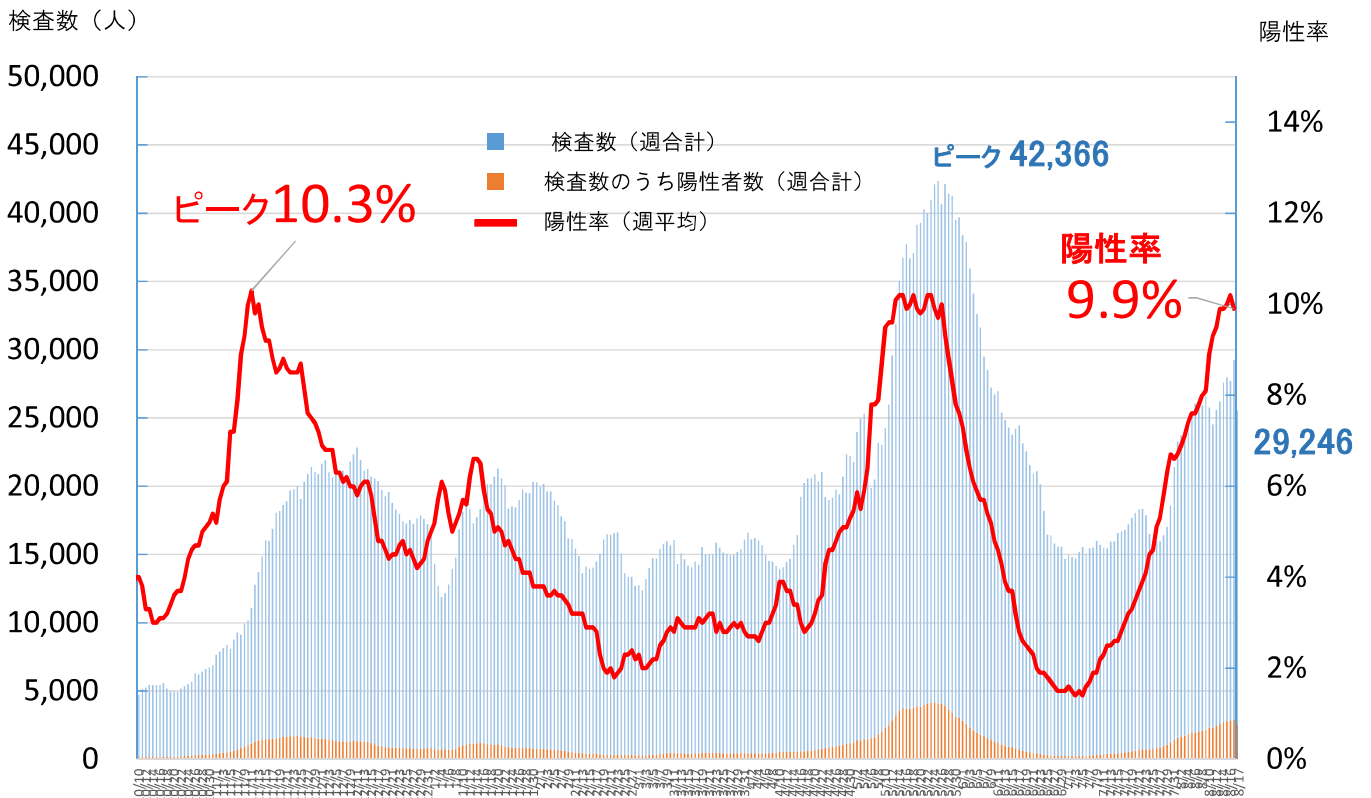
※発症日別新規感染者数については、調査に時間を要するため、数日前のデータとなる。
 ※無症状者及び発症日不明者があるため、発症日別と公表日別の公表人数が異なる。

年代別感染者数の推移(全道)

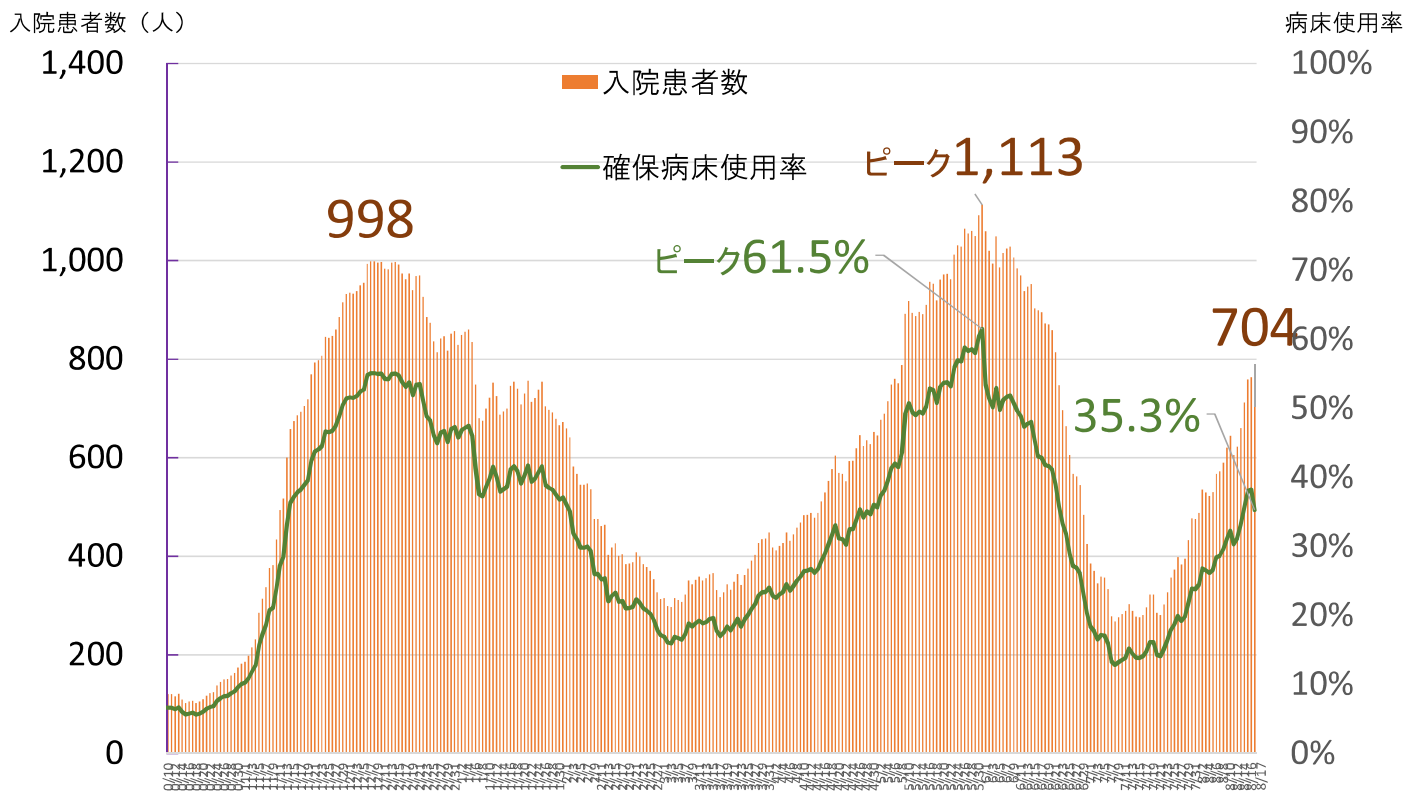


(新規感染者のうち年齢公表分を集計)

監視体制(陽性率と検査数)(全道)

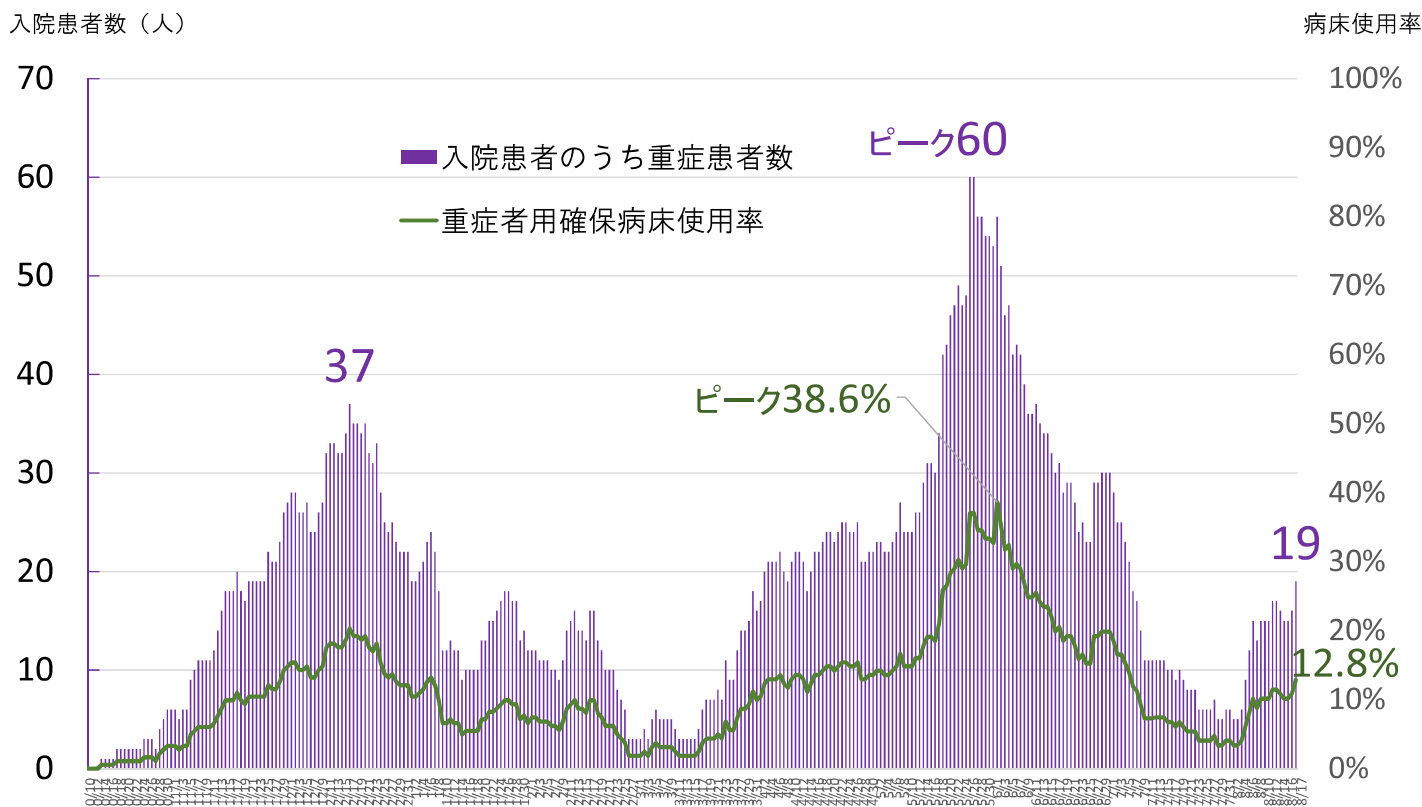


医療提供体制等の負荷(病床全体)(全道)



16

医療提供体制等の負荷(重症者用病床)(全道)



17

集団感染の発生状況(全道)

	4月	5月	6月	7月	8月 (8/1~17)
医療施設 福祉施設	23件 (512人)	86件 (1899人)	22件 (220人)	5件 (55人)	14件 (181人)
事業所等	9件 (81人)	36件 (605人)	26件 (260人)	18件 (142人)	25件 (272人)
飲食店等	14件 (102人)	13件 (134人)	2件 (16人)	11件 (80人)	13件 (114人)
学校	7件 (113人)	23件 (234人)	9件 (89人)	9件 (147人)	10件 (261人)
合 計	53件 (808人)	158件 (2872人)	59件 (585人)	43件 (424人)	62件 (828人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

18

集団感染の発生状況(措置区域／それ以外)

	7/28~8/3		8/4~10		8/11~17	
	措置区域	それ以外	措置区域	それ以外	措置区域	それ以外
医療施設 福祉施設	2件 (66人)	1件 (9人)	1件 (5人)	2件 (17人)	7件 (74人)	2件 (19人)
事業所等	4件 (35人)	5件 (32人)	4件 (107人)	4件 (30人)	7件 (72人)	5件 (27人)
飲食店等	1件 (6人)	5件 (36人)	2件 (13人)	—	3件 (23人)	4件 (49人)
学校	1件 (58人)	3件 (23人)	3件 (39人)	3件 (142人)	4件 (80人)	—
合 計	8件 (165人)	14件 (100人)	10件 (164人)	9件 (189人)	21件 (249人)	11件 (95人)

※「飲食店等」には、接待を伴うもの及び飲食を伴う行事(集会・イベント等)を含み、その他の行事については、「事業所等」に含めている。

※措置区域：札幌市、石狩振興局、小樽市

19

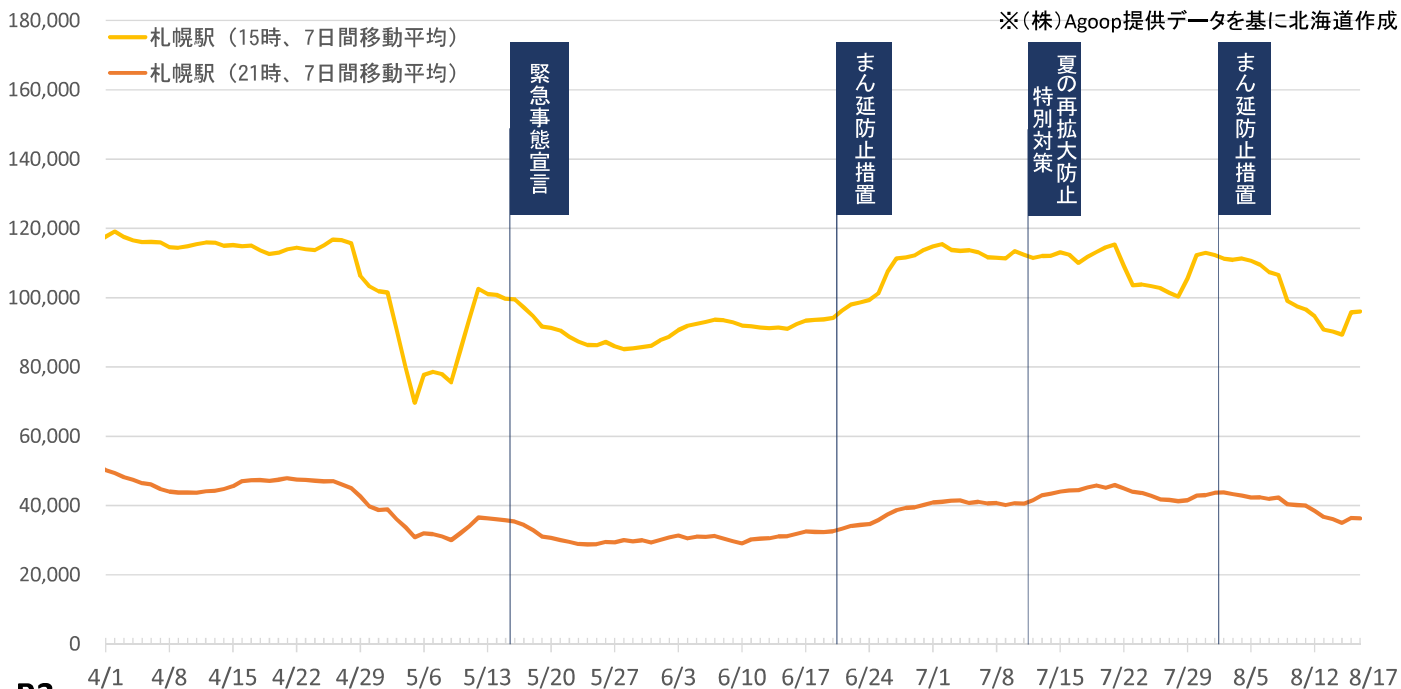
デルタ株の検査状況

期間	スクリーニング検査数	デルタ株 疑い事例	スクリーニング 検査陽性率(※)
7/28~8/3	1358	636 (436)	50.0%
8/4~8/10	1549	802 (564)	57.4%
8/11~8/17	2197	1424 (912)	70.7%

※スクリーニング検査数から検出不能な検体数を除いて陽性率を算出

※()は、うち札幌市の事例数

札幌市の人出(札幌駅周辺)

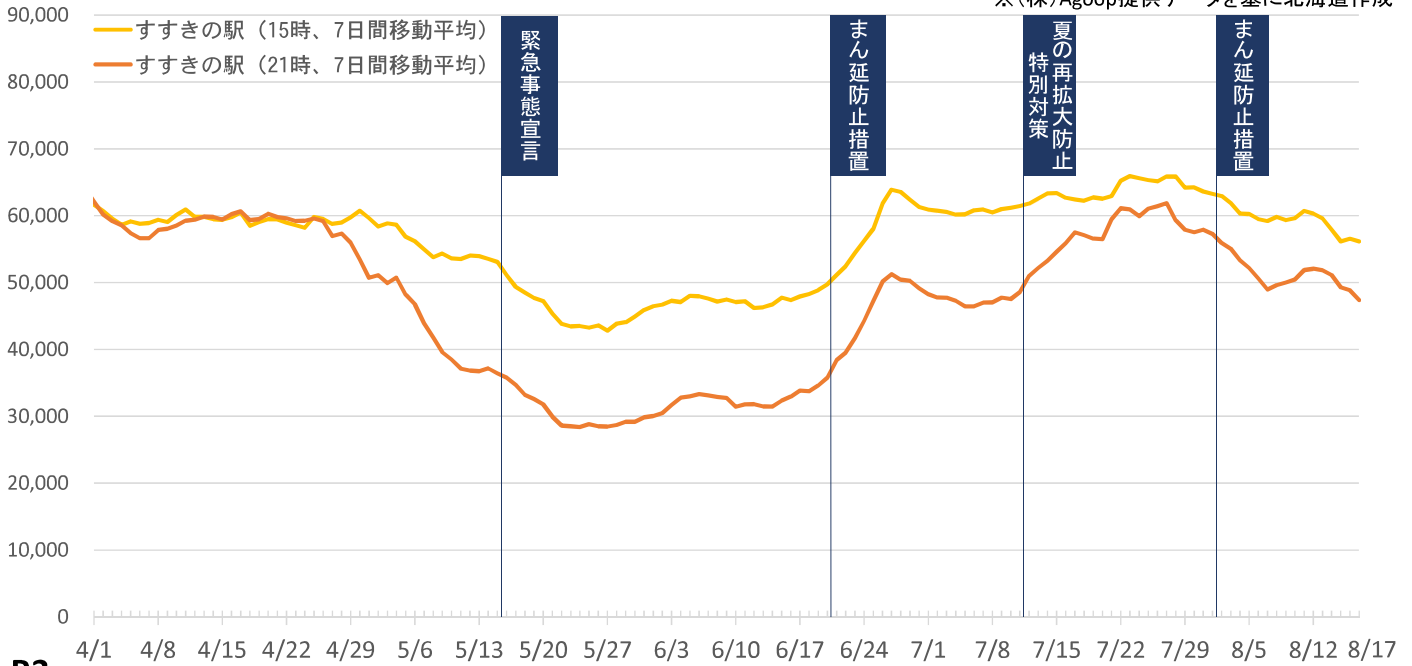


R3

① 緊急事態宣言前との比較(人)				② まん延防止等重点措置(6月)前との比較(人)				③ まん延防止等重点措置(8月)前との比較(人)			
	R3.5.15	R3.8.17	(5/15比)		R3.6.20	R3.8.17	(6/20比)		R3.8.1	R3.8.17	(8/1比)
15時	99,695	96,039	(▲3.7%)	15時	94,138	96,039	(+2.0%)	15時	112,332	96,039	(▲14.5%)
21時	35,752	36,260	(+1.4%)	21時	32,540	36,260	(+11.4%)	21時	43,686	36,260	(▲17.0%)

札幌市の人出(すすきの駅周辺)

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



R3

① 緊急事態宣言前との比較(人)			
	R3.5.15	R3.8.17	(5/15比)
15時	53,101	56,158	(+5.8%)
21時	36,440	47,368	(+30.0%)

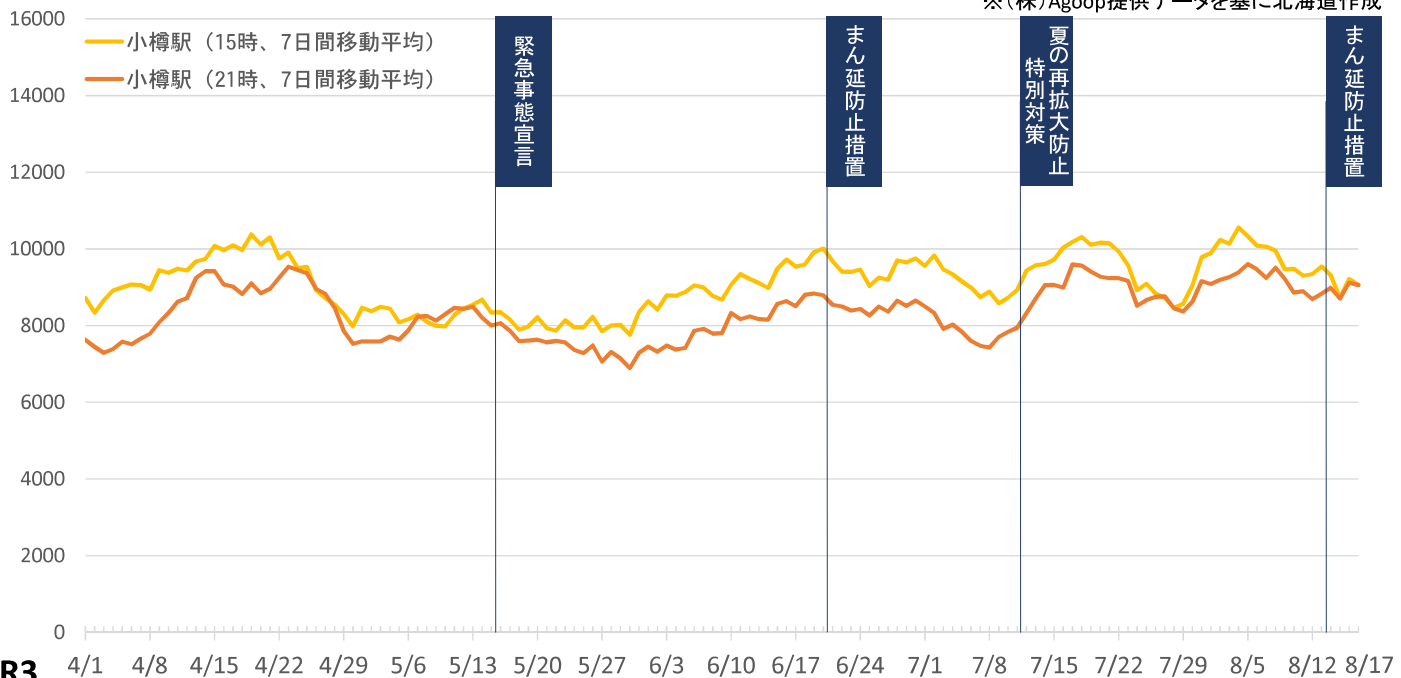
② まん延防止等重点措置(6月)前との比較(人)			
	R3.6.20	R3.8.17	(6/20比)
15時	49,760	56,158	(+12.9%)
21時	35,791	47,368	(+32.3%)

③ まん延防止等重点措置(8月)前との比較(人)			
	R3.8.1	R3.8.17	(8/1比)
15時	63,254	56,158	(▲11.2%)
21時	57,277	47,368	(▲17.3%)

22

小樽市の人出(小樽駅周辺)

※(株)Agoop提供データを基に北海道作成



R3

① 緊急事態宣言前との比較(人)			
	R3.5.15	R3.8.17	(5/15比)
15時	8,335	9,065	(+8.8%)
21時	8,002	9,057	(+13.2%)

② まん延防止等重点措置(6月)前との比較(人)			
	R3.6.20	R3.8.17	(6/20比)
15時	10,013	9,065	(▲9.5%)
21時	8,788	9,057	(+3.1%)

③ まん延防止等重点措置(8月)前との比較(人)			
	R3.8.13	R3.8.17	(8/13比)
15時	9,540	9,065	(▲5.0%)
21時	8,828	9,057	(+2.6%)

23

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

1 ワクチン接種状況について(8/16現在)

区分	第1回目		第2回目	
	接種者数	接種率	接種者数	接種率
北海道	2,096,745	39.8%	1,628,104	30.9%
(参考) 全国	52,531,688	41.3%	40,167,901	31.6%

※接種率は令和2年1月1日現在住民基本台帳の人口に対する割合(医療従事者等の接種回数を含まない。道の数値は道HP公表値、全国の数値は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による)。なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

24

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種率等)

2 年齢区分別接種状況(8/16現在)

区分	道内の接種対象人口(人)	道内の接種率		備考
		1回目	2回目	
12~19歳	349,973	7.7%	3.1%	※全国の65歳以上接種率 1回目 88.4% 2回目 84.3%
20~29歳	468,320	17.5%	10.0%	
30~39歳	560,849	18.7%	10.5%	
40~49歳	746,508	22.9%	12.1%	
50~59歳	692,205	32.8%	16.2%	
60~64歳	343,957	51.2%	29.3%	
65歳以上	1,656,347	87.3%	80.0%	

※接種率は令和2年1月1日現在住民基本台帳の各年齢区分別人口に対する割合(医療従事者等の接種回数を含む。数値は国の「ワクチン接種状況ダッシュボード」による)。なお、上記はVRSの入力値に基づくものであり、実際の接種率より低い場合があることに留意。

25

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

3 一般接種の状況①(「北海道ワクチン接種センター」の運営継続について)

接種会場	ホテルエミシア札幌(札幌市厚別区厚別中央2条5丁目)
対象地域	石狩振興局管内の全市町村 (札幌市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新篠津村)
受付開始	令和3年(2021年)8月18日(水)～
接種開始 (予定)	令和3年(2021年)8月23日(月)～ ※週2回(火曜・金曜)、夜間接種(～19:30)を実施
対象者	居住市町村が実施する集団接種の受付要件に応じ順次拡大 ※ただし、16歳以上に限る
接種回数	当面、週4千回程度の予定(武田/モデルナ社製ワクチン)
協力機関	北海道医師会、札幌医科大学、北海道薬剤師会、北海道看護協会、 道立病院局(コドモックル)

26

新型コロナワクチン接種の取組状況等について(接種の促進)

4 一般接種の状況②(その他)

- 8月16日、「北海道ワクチン接種センター」を、全道民を対象としたアストラゼネカ社製ワクチン(AZワクチン)接種センターとして国に登録。
40歳以上で希望される方を原則として、ファイザー社製・モデルナ社製ワクチンの含有成分にアレルギーがあり接種できない18歳以上の方、海外でAZワクチンを1回接種済みの18歳以上の方が接種対象。
8/23週以降、9月末までに1,000回分が供給予定であるが、接種希望者の登録方法や接種開始時期など、詳細についてはワクチンの供給スケジュール等を踏まえ今後別途公表予定。
- 道内においても、職域接種及び大学拠点接種が進捗。国は、8月30日の週までに全ての会場にワクチンを供給できる見込みとしている。
国と企業等による申請内容の精査や市町村における接種の進捗を理由とする申請取り下げにより、8月17日17時現在の申請数は186件(受付が一時休止された6/25比▲23件)、うち国承認件数は116件。
- 一般向け接種の本格化に伴い、大学拠点接種実施校と連携した取組など、特に若年層のワクチン接種率の向上に資するよう、ワクチンへの正しい理解の促進等に関する広報の実施を検討。
- 今後とも、一日も早く希望される方にワクチン接種を受けていただけるよう、市町村等と連携し取り組む。

27

北海道におけるまん延防止等重点措置(改定)

(案)

令和3年8月18日

実施内容	<p>国によるまん延防止等重点措置の適用を踏まえ、札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市を措置区域とし、人と人との接触機会を低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項、第2項及び同法第24条第9項による道民等に対する要請を行うとともに、必要な協力を働きかける。</p> <p>また、今後、国の分科会における議論や基本的対処方針の見直しを踏まえ、見直しを行う。</p>
措置区域	<p>札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、小樽市、旭川市</p> <p>※ その他の市町村においては、感染リスクを回避する行動の徹底等を促進するため、同法第24条第9項による要請等を行う。</p>
期 間	<p>令和3年8月2日(月)～9月12日(日)</p> <p>改定内容については、8月20日(金)～9月12日(日)の期間の適用とする。</p>

措置区域

【措置区域の住民及び措置区域内に滞在している皆様への要請①】

措置区域

要請内容

(日常生活において)

◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが**進んでいること等を踏まえ**、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

◆日中も含めた**不要不急※**の外出や移動を控える。特に週末の外出を控える。

(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆**大規模商業施設など混雑した場所への外出を半減させる**。(特措法第31条の6第2項)

※例えば、買い物回数を半分にするなどに対応を行ってください。

◆**重症化リスクの高い方※と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する**。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆**不要不急の都道府県間の移動は極力控える**。(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

※また、移動先では「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

【措置区域への訪問を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆**不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する**。

※国では、8月31日まで、羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

要請内容

(特に飲食の際は)

- ◆20時以降、飲食店等にみだりに出入りしない。
(特措法第31条の6第2項)
- ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を控える。
(特措法第24条第9項)
- ◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。
(特措法第24条第9項)
- ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。
(特措法第24条第9項)
- ◆できる限り同居していない方との飲食を控える。
(特措法第24条第9項)

【飲食店等への要請】

対象施設

- 〔飲食店〕 飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配・テイクアウトサービスを除く)
- 〔遊興施設〕 キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
- 〔結婚式場〕 食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

要請内容

- ◆営業時間は5時から20時までとする。(特措法第31条の6第1項)
- ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(特措法第31条の6第1項)
- ◆次の感染防止対策を実施する。(特措法第31条の6第1項)
 - ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導
 - ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
 - ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒
 - ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
 - ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止(すでに入場している者の退場も含む)
 - ・施設の換気を行う
 - ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止に効果のある措置を講じる
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)及び北海道コロナ通知システムの活用呼びかけ
 - ・同一グループの入店は、原則4人以内
 - ・滞在時間の制限(2時間程度を目安)などにより同時に多数の人が集まらないようにする
 - ・店内では大声での会話を避けるよう注意喚起を行う(黙食～食事は静かに、会話はマスク～の実践) など
- ◆飲食を主として業としている店舗等では、カラオケ設備の利用を行わない。
(特措法第31条の6第1項)
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

※要請にご協力いただいた事業者には、支援金を支給

【飲食店等に対する支援金】

- 〔札幌市内の中小企業・個人事業者〕
1店舗あたり 126万円～420万円、大企業1店舗あたり 最大840万円(8月2日～9月12日まで全期間(42日間)協力の場合)
- 〔石狩振興局管内の市町村(札幌市を除く)、小樽市の中小企業・個人事業者〕
1店舗あたり 90万円～300万円、大企業:1店舗あたり 最大600万円(8月14日～9月12日まで全期間(30日間)協力の場合)
- 〔旭川市の中小企業・個人事業者〕
1店舗あたり 72万円～240万円、大企業:1店舗あたり 最大480万円(8月20日～9月12日まで全期間(24日間)協力の場合)

【イベントの開催についての要請】

措置区域

人数上限 及び 収容率 (※1)

○人数上限
5,000人

特措法第24条第9項

○収容率

[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの(※2)

[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)

※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・ 協力依頼 内容

◆営業時間は21時まで(無観客で開催される催物を除く)(特措法第24条第9項)

◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼)

◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

◆催物前後の三密及び飲食を回避する方策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆国の接触確認アプリ(COCOA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)

◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)

※ 札幌市内においては、8月3日以降は上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 石狩振興局管内の市町村(札幌市を除く)、小樽市においては、8月17日以降は上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 旭川市においては、8月20日までに販売されたチケットに限り、上記の記載事項を満たさずともキャンセル不要と扱う。

8月21日以降は上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 9月13日以降に開催予定のイベントについても、本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

5

【事業者への要請・協力依頼】

措置区域

要請・ 協力依頼 内容

◆職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進する。(協力依頼)

◆事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する。(協力依頼)

◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)

◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)

◆主要観光施設等のライトアップや繁華街の屋外広告などについて、20時以降、夜間消灯する。(協力依頼)

◆市営交通(地下鉄・市電)における終電の繰上げや主要ターミナル(大通駅、さっぽろ駅)における検温を実施する。(協力依頼)

◆他の交通事業者においても最終便の繰上げ等の対応を検討する。(協力依頼)

6

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆学校行事(運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等)を中止、延期、縮小する。(特措法第24条第9項)
- ◆高等学校及び特別支援学校では、通勤状況を踏まえ、必要な場合は時差通学を実施する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、活動内容)するとともに、活動場所は自校内に限定して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。なお、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守するとともに、合宿など泊を伴う活動は自粛する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆原則休館とする。

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】

要請・協力依頼内容

施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容
商業施設	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> ◆大規模商業施設において、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第31条の6第1項) ◆感染リスクが高い場面とされる百貨店の地下食品売り場等について、人数管理、人数制限、誘導等の入場者の整理等を行う。(特措法第24条第9項) ◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼) ◆営業時間は5時から20時までとする。(協力依頼) ※大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店など物品販売業を営む店舗のうち、生活必需物資を除く ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)
遊技施設	パチンコ屋、ゲームセンターなど	
遊興施設	性風俗店、勝馬投票券発売所、場外馬(車・舟)券売場など	
サービス業	スーパー銭湯、エステサロンなどサービス業を営む店舗(生活必需サービスを除く)	

要請・協力依頼内容	施設の種類	内訳	要請・協力依頼内容
	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場、プラネタリウムなど	◆入場者の整理誘導等を徹底する。 (特措法第24条第9項)
	集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館 など	◆整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する。(協力依頼)
	ホテル・旅館	ホテル、旅館(集会の用に供する部分に限る)	◆人数上限5,000人、かつ、収容率100%以内(大声なし)、50%以内(大声あり)。 (特措法第24条第9項)
	運動施設 遊技施設	野球場、陸上競技場、スポーツクラブ、テーマパーク、遊園地 など	◆営業時間は5時から20時まで(イベント開催の場合は21時まで)とする。(協力依頼)
	博物館等	博物館、美術館 など	◆映画館については、5時から21時までとする。(協力依頼) ◆酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)を行わない。(協力依頼) ◆カラオケ設備の利用を行わない。(協力依頼)

その他の市町村

【道民及び道内に滞在している皆様への要請①】

その他の市町村

要請内容

(日常生活において)

◆感染性が高いとされるデルタ株に置き換わりが**進んでいること等を踏まえ**、「三つの密(密閉・密集・密接)」、「感染リスクが高まる「5つの場面※」」等の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)

※飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり

(特に外出の際は)

◆**不要不急※**の外出や移動を控える。(特措法第24条第9項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。なお、必要な外出や移動であっても、極力家族や普段行動をともにしている仲間と少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。

◆**重症化リスクの高い方※**と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底する。

(特措法第24条第9項)

※高齢者、基礎疾患のある方、一部の妊娠後期の方

◆**道内の措置区域**との不要不急の往来は控える。(特措法第24条第9項)

◆**不要不急の都道府県間の移動は極力控える**。(特措法第24条第9項)

※道外への移動がどうしても避けられない場合は感染防止対策を徹底するほか、体温チェックや必要に応じてPCR検査を受けるなど、体調確認の徹底をお願いします。

※また、移動先では「三つの密」の回避を含め基本的な感染防止対策を徹底するとともに、特に大人数(5人以上)の会食は控えるようお願いします。

【来道を検討している皆様への協力依頼】

協力依頼内容

◆**不要不急の帰省や旅行など、北海道への移動については、極力控えるよう求められている。どうしても移動が避けられない場合には、感染防止対策を徹底するとともに、出発前にPCR検査を受けるなど、体調管理を徹底する。**

※国では、8月31日まで、羽田、成田、中部、伊丹、関西、福岡の各空港から北海道へ向かう利用者のうち、希望者に対して無料のPCR検査・抗原定量検査を実施。

10

【道民及び道内に滞在している皆様への要請②】

その他の市町村

要請内容

(特に飲食の際は)

◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等の利用を控える。(特措法第24条第9項)

◆飲食店等の利用の際には、飲食店等が実施している感染防止対策に協力する。(特措法第24条第9項)

◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控える。(特措法第24条第9項)

◆食事は4人以内など少人数、短時間で、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用する(「黙食～食事は静かに、会話はマスク～」の実践)。(特措法第24条第9項)

11

人数上限
及び
収容率
(※1)

- 人数上限(いずれか大きい方)
5,000人 又は 収容人数50%以内(10,000人以内)
- 収容率
[100%以内] 大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの(※2)
[50%以内] 大声での歓声・声援等が想定されるもの(※3)
※感染予防が徹底されない場合は無観客・オンライン配信での開催に加えて、延期又は中止を検討する。

特措法第24条第9項

※1 人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※2 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等、飲食を伴う発声がないもの(イベント中の食事を伴う場合であっても、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。)

※3 ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等(異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい、すなわち、収容率は50%を超える場合がある。)

要請・
協力依頼
内容

- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆催物前後の三密及び飲食を回避する方を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆国の接触確認アプリ(COCoA)導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの実施に当たっては、開催要件等について、道に事前相談する。(特措法第24条第9項)
- ◆全国的な移動が見込まれるものは、開催について慎重に検討する。(協力依頼)
- ◆イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、人数上限、収容率等の内容を遵守する。(協力依頼)

※ 8月2日以降も引き続き、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

※ 9月13日以降に開催予定のイベントについても本対策期間中は、上記の記載事項を満たさないチケットの新規販売を停止すること。

12

要請・
協力依頼
内容

- ◆**職場への出勤等について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務(テレワーク)の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すとともに、接触機会の低減に向け、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進する。(協力依頼)**
- ◆業種別ガイドラインを遵守する。(特措法第24条第9項)
- ◆休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所を再点検する。(特措法第24条第9項)
- ◆感染防止対策が徹底されない場合、カラオケ設備の提供を行わない。(特措法第24条第9項)

13

要請内容

- ◆衛生管理マニュアル(R3. 4. 28改訂)に基づき、学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底する。(特措法第24条第9項)
- ◆児童・生徒と同居家族の感染状況を即時に把握し、学級・学年・全校での迅速かつ幅広い休業等の措置を講じる。この場合において、オンライン学習等により学びを保障するとともに、留守番が困難な児童の居場所を確保する。(特措法第24条第9項)
- ◆部活動は、活動を厳選(時間、人数、活動内容)するとともに、活動場所は自校内に限定して、感染防止対策を徹底の上、実施し、これによりがたい場合は休止する。また、健康状態の多重チェックを日常的に行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立する。なお、大会への参加は校長判断のもと行い、主催者等の感染防止対策を厳守するとともに、合宿など泊を伴う活動は自粛する。(特措法第24条第9項)
- ◆大学、専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により密を回避する。(特措法第24条第9項)

【公立施設】

公立施設

- ◆業種別ガイドライン等に基づき、地域の感染状況に応じて、感染防止対策を徹底する。

道案に対する主な意見

1 有識者・専門家等の意見

1-①

措置区域に旭川市を加えること、期間を9月12日まで延長することに異論なし。

なんとかして人流をおさえなければ感染は広がる一方であることなど分かっていても、正常化バイアスがかかってしまっている。旭川市内では、過去最多の感染者を出したが、カラオケを伴う飲食をしていたところでクラスターが発生している。特に、若者の行動抑制につながる啓発が必要である。

1-②

道の案について、異論はないが、ワクチン接種が済んだ人の緩みが懸念される。札幌市内の病院・高齢施設の職員が陽性になっている。「ワクチン接種で安全」ではなく、引き続き感染対策の必要性を注意喚起していただきたい。

デルタ株の学校・職場・家庭での感染が起きている。夏休み明けの学校では特に注意が必要。従来までの対策では効果が出なくなってきている。デルタ株に対する注意喚起と効果的な新たな対策を検討しなければならないのではないか。

1-③

集団感染が発生しているのは、事業所（コールセンター）、学校（部活動、大会）など。

介入する場所は明らかなので、そこに介入していただきたい。

1-④

緊急事態宣言の対象とならなかったことについて、報道では、道からの要望が強くなかったことが理由としてあげられているようだ。

やはり、国との協議にとどまらず、明確な要望を示すことも選択肢なのではないか。道としては、どのような場合に協議、どの程度に至れば要望となるのか、検討すべきと思う。

現在のまん延防止等重点措置は緊急事態措置と同等の内容とのことだが、私が関わっている組織、公的機関などでは、たとえば会議について、宣言が出れば延期、つまり、まん延防止の現状のままでは開催というかたちで条件を設定している場面を多く見受ける。職員体制についても、宣言が出れば休業取得増加、時短開始、という運用をとっている組織が見受けられる。

こうした組織の対応への影響を考慮すると、宣言が出ることの効果はまだ期待できると思われる。事態がより悪化する前の対応を検討されることを望む。

1-⑤

全道域に感染が拡大している状況の中、夏休み後の人流増に対応するため、先手の対策が求められる。今回の改定で、旭川市を措置区域とすべく、異なる存在は、措置区域を追加していくよ、国の協議を進める必要がある。集中的な対策を講じられるよう、国との協議を進める必要がある。業者や取引先、そこで働く労働者の賃金等への影響を最小化するよう、十分かつ確実に、早急な支援策を講じていただきたい。

1-⑥

対策の見直しについて異存なし。

1-⑦

旭川市については新規感染者数が国のステージⅣの指標を上回る状況にあることなどを踏まえると、重点措置区域に加え、より強力な対策を講じることはやむを得ないものと考えられる。今後、旭川市における医療提供体制の負担状況の把握はもとより、病床の更なる確保と宿泊療養施設の拡充等についても検討すべきと考える。

1-⑧

道案について、妥当である。

1-⑨

措置の案について、異論なし。
ただ、人と人との接触をいかに減らすかが感染予防の第一歩であることと考えると、現状はお願いベースであることから、道民からどれだけ理解・協力を得られるかが重要であり、何かこれまでと違う一手がないとなかなか効果は得られないだろうと感じている。
また、現在のデルタ株に加え、今後ラムダ株が入ってくることも想定される。北海道の場合、道外からの入り口は限定されるため、これまで以上に積極的な検査体制と対象者への協力依頼方を準備検討していくことが重要と考える。
高齢者の感染割合が減ることにより中等症・重症者に占める60歳以下の割合が増加し、無症状者、軽症者のモニタリング、酸素投与が必要となる患者の見極めと対応がさらに求められると思われる。在宅、宿泊療養、酸素投与ステーション、入院待機ステーション等の充実や連携、医療機関間や自治体間の調整など、道の果たす役割は大変重要と考える。
適時の体制構築・連携が図られるよう、引き続きお願いする。

1-⑩

道案について異論なし。札幌以外の地域で新規感染者数が増加していることが気になる。

2 市町村・関係団体の意見

2-①

この度の改定案について同意する。
なお、この間、飲食店への酒類や食材の卸売業者等、様々な業種にも影響が及んでいる実態があることから、従前の支援金の支給対象に加え、幅広い業種に対する支援について、国への要請も含めご検討いただきたい。

2-②

今回の措置区域の拡大、措置期間の延長については、理解する。
これまでの対策でも感染拡大が抑えられない中、国民の意識低下をどう改善していくかが今後の対策のポイントではないかと思われる。
そのためには、措置の期間設定はもちろん、措置解除の目標値の設定とその周知が必要であると考え。
今、国民の多くは、どういう状態になったら措置が解除になるのか、終わりの見えない状況に辟易しており、自粛する気持ちが持てないのではないかと思われる。解除に向けての光が見えれば、少しでも気運が高まるのではないか。
以上のことも含め、あらためて、道民に対して十分な説明と、理解と協力を求めていくよう対応をお願いする。

2-③

特に意見はないが、再々延長となることがないように、徹底した対策による抑止を求める。

2-④

今回の「まん延防止等重点措置」の延長と旭川市の措置地域への組み入れはやむを得ないものと受け止めるが、今まで以上に強い危機感を持って感染防止対策を講じていく必要がある。
職場への出勤抑制に関しては、従前よりも協力依頼の内容が強化されている「休暇取得の促進」や「ローテーション勤務等の強力な推進」等も含めて、当会としても会員企業にしっかりと周知していく。道においても人流の抑制に向け周知を徹底するとともに、企業の「テレワーク導入」に対する機器整備費用への支援や相談体制の充実等を引き続きお願いしたい。
感染拡大を収束させるための鍵であるワクチン接種については、必要量の確保を国へ強く働きかけると共に、供給されたワクチンを無駄なく迅速に消化する工夫などを進め、現役世代への接種を加速化するようお願いしたい。
措置の対象となる飲食店及びその取引先等については、対策の延長や強化に見合った、万全の支援策を迅速に講じるよう重ねてお願いする。
また、今回から国の基本対処方針を踏まえて、百貨店の地下食品売り場等について「入場者の整理等」の要請が行われると考えられるが、入場待ちの利用者が密になるリスクを避けるなど、現場や利用者が混乱しないよう適切な指示をお願いしたい。

2-⑤

振興局別の新規感染者数の状況を見ると、札幌市を除く全道の状況は、道ステージ5相当と、中核都市のある地域での感染が拡大している。

今回、旭川が追加されるが、他の地域も予断を許さない状況にあり、今後も迅速な対応が求められる。

また、年代別の感染状況を札幌市医師会データで見ると、個人活動に起因する感染が増加しているため、学校や職場での周知を再度徹底する必要がある。

10代から30代へ正確な情報を提供することが感染拡大を抑えることにつながることから、SNSを活用した情報提供方法をご検討いただきたい。

道民・事業者の道に対する信頼感を醸成し、各種協力要請の実効性を高めるためにも、まず道が模範となるよう、病床数の最大限の確保等医療提供体制の拡充、職域接種を含むワクチン接種の加速、出勤者数の7割削減の取り組みなどを率先して進めていただきたい。

あわせて、道が先頭に立って取り組んでいる姿勢を広く周知すべく、これらの情報発信についても早急に対応願いたい。